

令和6年度

北海道農業土木工事
農業土木工事共通仕様書
の訂正（第1回）

第1章	総 則
第3章	一般施工
第5章	無筋・鉄筋コンクリート
第25章	海岸保全施設整備工事

正 誤 表 (第 1 回)

正	誤	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 適 用</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに工事監督員に<u>提示</u>しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <hr/> <p>9 受注者は、再生資源利用促進計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により公衆が見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用より公表するよう努めなければならない。</p> <p>10 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を建設副産物に係る情報入力システム[※]により作成し、電子データと合わせて工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。</p> <p>※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 適 用</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに工事監督員に<u>指示</u>しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>9 <u>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</u></p> <p><u>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>10 <u>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者の受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載された内容と一致することを確認するとともに、工事監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u></p> <p>11 受注者は、再生資源利用促進計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により公衆が見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用より公表するよう努めなければならない。</p> <p>12 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を建設副産物に係る情報入力システム[※]により作成し、電子データと合わせて工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。</p> <p>※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	<p>字句の改正（訂正）</p> <p>番号、字句の削除（訂正）</p> <p>番号、字句の削除（訂正）</p> <p>番号の削除（訂正）</p> <p>番号の削除（訂正）</p>

正 誤 表 (第 1 回)

正	誤	備 考
<p>11 産業廃棄物の一時保管については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 産業廃棄物の搬出方法については、下記の事項を当該箇所（ほ場・路線）ごとに施工計画書に記載する。</p> <p>ア 撤去した作工物等を一時保管あるいは、当日中に最終処分場または再資源化施設に搬出するか。</p> <p>イ 工事現場内または工事現場近隣の土地に一時保管を行うのか。</p> <p>※ 一時保管を行う場合は次の事項について記載する。</p> <p>(※ 一時保管とは、廃棄物が搬出、積み替えまたは処理されるまでの間の一時的な保管を言う。)</p> <p>① 住所、地目、土地所有者名、一時保管場所を図面に表示</p> <p>② 具体的な一時保管の方法</p> <p>記載する事項については、冊子「廃棄物処理法の概要（北海道環境生活部）」の「産業廃棄物の保管とはの保管基準のポイント」を参考とし、各工事現場の状況を勘案して記載する</p> <p>(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kaisetu_menu.html)</p> <p>(2) 新たに産業廃棄物処理が発生した場合や、工期中予期しない産業廃棄物が発生した場合は、変更施工計画書に（1）の事項を記載する。</p> <p>(3) 撤去工及び運搬工を記載する際は、農業土木工事施工管理基準 I 工程管理 「工程管理（進捗管理）」の方法 3（工事施工箇所等の提示）に当該箇所（ほ場・路線）の番号等を併記する。</p> <p>(4) 工事成果品として提出する工事写真帳のうち、産業廃棄物一時保管状況写真の分類は「その他（公害、環境、補償等）」として管理・整理する。（整理条件は代表箇所1枚）</p>	<p>13 産業廃棄物の一時保管については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 産業廃棄物の搬出方法については、下記の事項を当該箇所（ほ場・路線）ごとに施工計画書に記載する。</p> <p>ア 撤去した作工物等を一時保管あるいは、当日中に最終処分場または再資源化施設に搬出するか。</p> <p>イ 工事現場内または工事現場近隣の土地に一時保管を行うのか。</p> <p>※ 一時保管を行う場合は次の事項について記載する。</p> <p>(※ 一時保管とは、廃棄物が搬出、積み替えまたは処理されるまでの間の一時的な保管を言う。)</p> <p>① 住所、地目、土地所有者名、一時保管場所を図面に表示</p> <p>② 具体的な一時保管の方法</p> <p>記載する事項については、冊子「廃棄物処理法の概要（北海道環境生活部）」の「産業廃棄物の保管とはの保管基準のポイント」を参考とし、各工事現場の状況を勘案して記載する</p> <p>(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kaisetu_menu.html)</p> <p>(2) 新たに産業廃棄物処理が発生した場合や、工期中予期しない産業廃棄物が発生した場合は、変更施工計画書に（1）の事項を記載する。</p> <p>(3) 撤去工及び運搬工を記載する際は、農業土木工事施工管理基準 I 工程管理 「工程管理（進捗管理）」の方法 3（工事施工箇所等の提示）に当該箇所（ほ場・路線）の番号等を併記する。</p> <p>(4) 工事成果品として提出する工事写真帳のうち、産業廃棄物一時保管状況写真の分類は「その他（公害、環境、補償等）」として管理・整理する。（整理条件は代表箇所1枚）</p>	<p>番号の削除（訂正）</p>
<p>12 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>14 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>字句の削除（訂正）</p>
<p>13 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第12項で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p>	<p>15 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第12項で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p>	<p>番号の削除（訂正）</p>
<p>14 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、工事監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p>	<p>16 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、工事監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p>	<p>番号の削除（訂正）</p>
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>	

正 誤 表 (第 1 回)

正			誤			備 考
第 2 節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係 1-2-1 現場環境改善について 【省略】 1-2-9 快適トイレの導入に関する試行について 【省略】 ※ 関連通知文			第 2 節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係 1-2-1 現場環境改善について 【省略】 1-2-9 快適トイレの導入に関する試行について 【省略】 ※ 関連通知文			字句の追加 (訂正)
項番	通知文	通 知 日	項番	通知文	通 知 日	
1-2-1	工事における現場環境改善費の積算要領について	R02.09.24 事調第 827 号通知	1-2-1	工事における現場環境改善費の積算要領について	R02.09.24 事調第 827 号通知	
	工事における現場環境改善費の積算要領の運用について	R03.07.07 事務連絡		工事における現場環境改善費の積算要領の運用について	R03.07.07 事務連絡	
1-2-2	遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	R03.10.12 事調第 608 号通知	1-2-2	遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	R03.10.12 事調第 608 号通知	
1-2-3	地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について	R03.10.12 事調第 609 号通知	1-2-3	地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について	R03.10.12 事調第 609 号通知	
1-2-4	1 日未満で完了する作業の積算について	R03.10.12 事調第 610 号通知	1-2-4	1 日未満で完了する作業の積算について	R03.10.12 事調第 610 号通知	
1-2-5	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について	H25.04.08 事調第 60 号通知 H29.12.19 事調第 849 号改正 H30.12.21 事調第 889 号改正 R02.12.23 事調第 1210 号改正	1-2-5	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について	H25.04.08 事調第 60 号通知 H29.12.19 事調第 849 号改正 H30.12.21 事調第 889 号改正 R02.12.23 事調第 1210 号改正	
	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について	H25.04.08 事調第 61 号通知 H29.12.19 事調第 850 号改正 R02.12.23 事調第 1211 号改正		施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について	H25.04.08 事調第 61 号通知 H29.12.19 事調第 850 号改正 R02.12.23 事調第 1211 号改正	
1-2-6	面工事の積算方法等に関する試行について	H26.01.10 事調第 863 号通知	1-2-6	面工事の積算方法等に関する試行について	H26.01.10 事調第 863 号通知	
1-2-7	工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知 R02.04.13 事調第 95 号改正 R02.11.25 事調第 1088 号改正 R03.10.12 事調第 613 号改正 <u>R07.01.27 事調第 1066 号改正</u>	1-2-7	工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知 R02.04.13 事調第 95 号改正 R02.11.25 事調第 1088 号改正 R03.10.12 事調第 613 号改正 <u>R07. . . 事調第 . . . 号改正</u>	
1-2-8	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知	1-2-8	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知	
1-2-9	快適トイレの導入に関する試行について	R03.10.12 事調第 611 号通知	1-2-9	快適トイレの導入に関する試行について	R03.10.12 事調第 611 号通知	
※ 関連通知文・様式等については、北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので参考とすること。 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/index.html) 【省略】			※ 関連通知文・様式等については、北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので参考とすること。 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/index.html) 【省略】			

正 誤 表 (第 1 回)

正	誤	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 章 一般施工</p> <p>第 1 節 適 用 【省略】</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準 (環境省告示第 6 号) (令和 5 年 3 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(26) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和 6 年 3 月)</p> <p>(27) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)</p> <p>(28) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和 4 年度改訂版] (令和 5 年 2 月)</p> <p>【省略】</p> <p><u>40</u> 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和 5 年 4 月)</p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 一般施工</p> <p>第 1 節 適 用 【省略】</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準 (環境省告示第 6 号) (令和 5 年 3 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(26) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和 6 年 3 月)</p> <p>(27) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)</p> <p>(28) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和 4 年度改訂版] (令和 5 年 2 月)</p> <p>【省略】</p> <p><u>40</u> 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和 5 年 4 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加 (訂正)</p>

正	誤	備 考
<p style="text-align: center;">第5章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第7節 鉄筋工 5-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-7-3 加工 1 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。 【省略】 3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2022年制定] 本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準第7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>第9節 暑中コンクリート 5-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-9-2 施工 1 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。 なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。 【省略】 3 打設時のコンクリート温度__の上限は、所定の品質を確保できる場合38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。 【省略】</p>	<p style="text-align: center;">第5章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第7節 鉄筋工 5-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-7-3 加工 1 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。 【省略】 3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定] 本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準第7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>第9節 暑中コンクリート 5-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-9-2 施工 1 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。 なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。 【省略】 3 打設時のコンクリート温度はの上限は、所定の品質を確保できる場合38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。 【省略】</p>	<p>字句の改正（訂正）</p> <p>字句の削除（訂正）</p>

正	誤	備 考
<p style="text-align: center;">第 25 章 海岸保全施設整備工事</p> <p>第 1 節 適 用 25-1-1 適 用 【省略】</p> <p>第 5 節 護岸基礎工 25-5-1 一般事項</p> <p>1 本節は、護岸基礎工として捨石工、場所打コンクリート工、笠コンクリート工、法留基礎工、矢板工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>6 受注者は、護岸基礎の施工に当たっては、裏込め材<u> </u>の締固め<u>は</u>締固め機械を用いて施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">【省略】</p>	<p style="text-align: center;">第 25 章 海岸保全施設整備工事</p> <p>第 1 節 適 用 25-1-1 適 用 【省略】</p> <p>第 5 節 護岸基礎工 25-5-1 一般事項</p> <p>1 本節は、護岸基礎工として捨石工、場所打コンクリート工、笠コンクリート工、法留基礎工、矢板工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>6 受注者は、護岸基礎の施工に当たっては、裏込め材<u>は</u>の締固め<u> </u>締固め機械を用いて施工しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加・削除 (訂正)</p>